

制定	平成21年10月1日	中国運輸局公示第91号
改正	平成21年11月30日	中国運輸局公示第119号
改正	平成22年1月25日	中国運輸局公示第139号
改正	平成22年3月29日	中国運輸局公示第171号
改正	平成23年4月18日	中国運輸局公示第5号
改正	平成24年4月11日	中国運輸局公示第4号
改正	平成25年10月1日	中国運輸局公示第37号
改正	平成26年1月24日	中国運輸局公示第71号
改正	平成26年4月28日	中国運輸局公示第7号
改正	平成29年1月31日	中国運輸局公示第74号
改正	平成29年3月17日	中国運輸局公示第97号
改正	平成30年4月18日	中国運輸局公示第5号
改正	令和2年11月26日	中国運輸局公示第52号
改正	令和3年5月31日	中国運輸局公示第16号
改正	令和5年9月29日	中国運輸局公示第54号
改正	令和6年4月1日	中国運輸局公示第3号
改正	令和6年9月26日	中国運輸局公示第26号
改正	令和7年3月26日	中国運輸局公示第81号
改正	令和8年10月1日	中国運輸局公示第43号

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する 行政処分等の基準について

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を別紙のとおり定めたので公示する。

平成 2 1 年 1 0 月 1 日

中国運輸局長 原 克彦

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準

一般乗用旅客自動車運送事業者に対して道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第52条第1項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第17条の3第1項の規定に基づく行政処分等を行うときは、この基準によるものとする。

1. 通則

（1）行政処分の種類は、軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分（以下「自動車等の使用停止処分」という。）、事業の停止処分、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令及び許可の取消処分とする。

また、これに至らないものは、軽微なものから順に、勧告、警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。

（2）行政処分等を行う場合において、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等がない場合における当該違反を「初違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を1度受けている場合の当該違反を「再違反」といい、違反を確認した日から過去3年以内に同一営業所において同一の違反による行政処分等を2度以上受けている場合の当該違反を「累違反」という。

（3）次に掲げる違反について、（2）の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わないものとする。

① 法第4条第1項又は法第43条第1項の違反

② 法第9条の3第4項の規定において準用する法第9条第6項、第16条第2項、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第4項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項、タク特法第18条の2又は第37条第8項及びタクシー適正化・活性化法第8条の9第1項から第3項まで、同条第5項、第8条の11第1項、第16条の4第3項又は第17条の2の規定による命令違反

③ 法第33条第1項又は第2項の違反

④ 法第86条第1項の違反（輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合に限る。）

⑤ 法第94条第4項、タク特法第51条第1項又はタクシー適正化・活性化法

第17条第2項の規定による検査の拒否又は虚偽の陳述

(4) この基準において「道路交通法通知等」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条の2第2項（同法第66条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく協議
- ② 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく意見聴取
- ③ 道路交通法第108条の34の規定に基づく通知

(5) 事業者に対する行政処分等は、この基準の本文（以下、別表第1において単に「処分基準」という。）及び別表第1に定める違反事項ごとの行政処分等の量定（以下「基準日車等」という。）に基づき行うものとする。

(6) 基準日車等に累違反の基準がない違反事項の累違反については、次により取り扱うものとする。

- ① 再違反の基準日車等が警告である違反事項の累違反については、警告とする。
- ② ①以外の場合にあっては、再違反の2倍とする。

(7) タクシー適正化・活性化法第3条第1項に規定する特定地域（以下「特定地域」という。）又は同法第3条の2第1項に規定する準特定地域（以下「準特定地域」という。）に指定された地域内の営業所における一定の違反については、基準日車等を次により取り扱うものとする。

- ① 特定地域にあっては、一定の違反に対する基準日車等を1.2倍に加重する。

ただし、監査時車両数（監査等により違反事実を確認した時点における当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。②において同じ。）を特定地域指定時車両数（特定地域に指定されたとき（当該地域が連続して特定地域に指定されている場合は、その連続する最初の特定地域に指定されたとき。）に当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。）よりも減少させている者は1.1倍とする。

- ② 準特定地域にあっては、一定の違反に対する基準日車等を1.1倍に加重する。

ただし、監査時車両数を準特定地域指定時車両数（準特定地域に指定されたとき（当該地域が連続して準特定地域に指定されている場合は、その連続する最初の準特定地域に指定されたとき。）に当該事業者の当該営業区域内の営業所に現に配置していたタクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車の総数をいう。）よりも減少させている者は1倍とする。

(8) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第

2 項及び第 3 項並びに第 2 7 条第 1 項から第 3 項までの規定に係る違反行為をいう。)に伴い引き起こした重大事故等(自動車事故報告規則(昭和 2 6 年運輸省令第 1 0 4 号)第 2 条第 3 号に規定する事故又は 2 0 人以上の軽傷者を生じた事故(当該事故の第一当事者(最初に事故に関与した車両等の運転者又は特定自動運行保安員(以下「運転者等」という。))のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。))と推定されるものに限る。)をいう。以下同じ。))の内容が次に掲げる場合は、(5)から(7)までの基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の 2 倍を上回らないもの((5)から(7)までの基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は 1 0 日車)とする。

① 違反事実若しくはこれを証するものを隠滅し、又は隠滅すると疑うに足りる相当の理由が認められる場合

② 違反事実又は違反に伴い引き起こした重大事故等が社会的影響のあるものである場合

(9) 違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があった場合は、当該違反行為について(5)から(7)までの基準による行政処分等を軽減することができる。この場合、軽減は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の 2 分の 1 を下回らないもの((5)から(7)までの基準による基準日車等が 1 0 日車である場合は警告)とする。ただし、基準日車等が 1 0 日車を超える違反について、過失による旅客自動車運送事業運輸規則(昭和 3 1 年運輸省令第 4 4 号。以下「運輸規則」という。))の初違反で、かつ、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から 1 0 日以内に当該違反状態を解消する行為が行われ、事業者自らの申告(道路交通法の取締りによって違反事実が発覚した場合及び監査の際に申告した場合を除く。))があったときは、1 0 日車とする。

(10) 中国運輸局に「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」(以下「審査委員会」という。))を設け、この基準(別表第 1 を含む。))に違反行為の事項として明記されていない違反行為があった場合、違反に対して加重又は軽減する場合、4.(4)若しくは 5.(3)又は 6.(1)ただし書の取扱いを行おうとする場合等について、必要に応じて審査委員会の議に付して行政処分等を行うものとする。

(11) 行政処分等を行う場合は、原則として事業者を運輸支局又は中国運輸局に呼び出して事業の改善について指導するとともに、その状況について、行政処分等を行った日から 3 月以内に報告を行うよう措置するものとする。

(12) 違反行為を行った事業者(以下「違反事業者」という。))に対し行政処分等を

行う場合において、当該違反行為に係る営業所（（13）及び（14）に該当する営業所を含む。以下「違反営業所」という。）の事業用自動車の移動等が行われた場合の当該違反行為は、次により取り扱うものとする。

① 当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、違反営業所に所属する事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（以下「運送事業」という。）に係るものに限る。以下同じ。）を当該事業者の他の営業所に移動し、違反営業所の事業用自動車の数を減少させている場合（違反営業所が廃止された場合を含む。）は、違反営業所（廃止されたものを除く。）及び事業用自動車の移動先営業所に係るものとして取り扱うものとする。

② 違反営業所が廃止された場合（①に該当する場合を除く。）は、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

イ 当該廃止された営業所（以下「廃止営業所」という。）と同一の営業区域に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの

ロ 廃止営業所と同一の運輸支局が管轄する区域（以下「支局区域」という。）に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イに該当する営業所がない場合に限る。）

ハ 中国運輸局の管轄区域に所在する営業所のうち廃止営業所に最寄りのもの（イ又はロに該当する営業所がない場合に限る。）

ニ 廃止営業所に最寄りの営業所（イからハまでに該当する営業所がない場合に限る。）

(13) 違反事業者に対し行政処分等を行う場合において、当該違反行為が営業所以外の事務所（以下単に「事務所」という。）に係るものにあつては、当該事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係る違反行為として、当該事務所に営業所を併設していないときは、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

① 事務所と同一の営業区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの

② 事務所と同一の支局区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①に該当する営業所がない場合に限る。）

③ 中国運輸局の管轄区域に所在する営業所のうち当該事務所に最寄りのもの（①又は②に該当する営業所がない場合に限る。）

④ 当該事務所に最寄りの営業所（①から③までに該当する営業所がない場合に限る。）

(14) 法第22条の2若しくは第29条の3又は運輸規則第38条第6項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設

していないときは、(13) ①から④までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(15) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、当該違反事業者が法人の合併又は相続があった場合、当該違反事業者の違反行為は、合併後の法人又は相続人が行ったものとして行政処分等を行う。

(16) 違反事業者が当該違反行為に係る行政処分等を受ける前に、事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。

2. (7) 及び6. (2) ②において同じ。）により、当該違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部の承継があった場合、当該違反行為は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）の、次に掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

① 違反事業者については、違反営業所。この場合において、当該違反事業者が違反営業所が残っていないときは、当該違反事業者に対しては、(12) ②の例にならって取り扱うものとする。

② 違反事業者から分割により承継した法人又は譲受人については、違反事業者の違反営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継して営業する営業所

2. 法令違反に係る点数制度

(1) 行政処分を行う事業者には、1. (5) から(10) までの規定に基づいて算出した基準日車数等の合計（以下「処分日車数」という。）が10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。

(2) 4. (1) ④各号に掲げる違反により事業の停止処分を行う事業者には、(1) のほか、4. (1) ④各号に掲げる違反ごとに60点の違反点数を付すものとする。ただし、4. (1) ④ロに該当したことに伴って4. (1) ④ニに該当する場合の違反点数は、合わせて60点とする。

(3) (1) 及び(2) により事業者が付された違反点数（以下単に「違反点数」という。）は、事業者ごとに、支局区域単位及び中国運輸局の管轄区域単位で累計し、主たる事務所を管轄する地方運輸局において管理を行うものとする。

(4) 違反点数の累計期間は3年間とし、行政処分を行った日（行政処分を行うべく決裁を行った日。以下同じ。）から3年を経過する日をもって当該違反点数は消滅するものとする。

ただし、行政処分を受けた営業所が、次の①から④までのいずれにも該当する場合にあっては、当該行政処分を行った日から2年を経過する日をもって、当該違反点数は消滅するものとする。

① 当該行政処分を行った日以前の2年間に於いて行政処分を受けていないこ

と。

- ② 当該行政処分に係る所要の措置が履行されており、当該行政処分を行った日から2年間、行政処分を受けていないこと。
 - ③ 当該行政処分を行った日から2年間、重大事故等を引き起こしていないこと。
 - ④ 当該行政処分を行った日から2年間、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、無車検運行又は無保険運行がないこと。
- (5) 行政処分を受けた営業所の廃止があったときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。
- (6) 事業者たる法人の合併又は事業者の相続があった場合、合併前の法人又は被相続人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、合併後の法人又は相続人に付されているものとする。
- (7) 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人に付されていた違反点数は、(4)の規定により消滅するまでの間、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）に付されているものとする。この場合において、これらの者に行政処分を受けた営業所の廃止があり、又はこれらの者が行政処分を受けた営業所を承継していないときは、当該事業者については、(4)ただし書の規定は、適用しない。
- (8) タクシー適正化・活性化法第11条第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた活性化事業計画に定める同条第3項の事業再構築に基づき供給輸送力を削減した場合の違反点数の特例については、別途定める。

3. 自動車等の使用停止処分

- (1) 自動車等の使用停止処分は、原則として、違反営業所又は1.(12)から(16)までの規定により違反行為があったものとして取り扱われる営業所（以下「違反営業所等」という。）に所属する事業用自動車について、処分日車数に基づき6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。ただし、4.(1)①から③まで若しくは5.(1)又は6.(1)の規定に該当する場合は、自動車等の使用停止処分は行わず、事業の停止処分若しくは営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令又は許可の取消処分を行うものとする。
- (2) 運送事業の許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された運送事業の許可を受けた者（以下「個人タクシー事業者」という。）にあっては、当該個人タクシー事業者の運行する事業用自動車について、6月以内の期間を定めて使用の停止を行うものとする。

(3) 行政処分等に係る処分日車数は、1.(5)から(10)までの規定に基づいて決定するものとする。この場合、2以上の違反がある場合は基準日車等を合算したものとする。

なお、算出された処分日車数に1日車未満の端数がある場合は、処分日車数を整数に切り上げるものとする。

(4) 運輸規則第38条第1項に規定する運転者に対する指導監督に係る違反のうち、都道府県公安委員会からの道路交通法通知等（重大事故等、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は下命され、若しくは容認された最高速度違反に係るものを除く。）に基づくものについては、(3)後段の規定にかかわらず、別表第1の別紙1又は別紙2により、別途個別に処分するものとする。

(5) 処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、処分権者があらかじめ定める基準により、これを決定するものとする。

ただし、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合には、当該基準によらず、これを決定することができるものとする。

(6) (1)又は(2)の処分を行うときは、法第41条第1項（タク特法第52条第2項又はタクシー適正化・活性化法第17条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて、当該事業用自動車の自動車検査証の返納及び自動車登録番号標（軽自動車にあっては、車両番号標。以下同じ。）の領置を併せて行うものとする。ただし、自動車登録番号標の領置が特に困難であると認められる場合は、当該事業用自動車の総走行距離計による確認又は臨店による監視その他当該事業用自動車の使用の停止を確認するための適切な措置をもってこれに代えることができるものとする。

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①から④までのいずれかに該当することとなった場合（5.(1)又は6.(1)に該当する場合を除く。）に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①から③までの累積点数による事業の停止処分は6月以内の期間を定めを行うとともに、2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、それぞれの基準に達した場合に行うものとする。

① 違反点数の付与により、一の支局区域における違反点数の累計（以下「累積点数」という。）が51点以上となった場合

② 違反点数の付与により、中国運輸局の管轄区域における累積点数が101点以上となった場合（①に該当せず、かつ、累積点数が101点以上となった日

から過去3年以内において、当該管轄区域内において①による事業の停止処分を受けていない場合に限る。)

③ 違反点数の付与により、事業者の累積点数が201点以上となった場合(①又は②に該当せず、かつ、累積点数が201点以上となった日から過去3年以内において、①又は②による事業の停止処分を受けていない場合に限る。)

④ 次のいずれかに該当する場合(6.(1)⑥に該当する場合を除く。)

イ 法第4条第1項又は法第43条第1項の規定に違反して、許可を受けずに他の種別の旅客自動車運送事業を経営した場合

ロ 法第23条第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在(選任なし)の場合

ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者等に対して点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合

ト 法第33条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合

チ 法第33条第2項の規定に違反して、事業の貸し渡し等を行っていた場合

リ 法第86条第1項の規定に基づき許可又は認可に付した条件のうち、輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反した場合

ヌ 法第94条第4項、タク特法第51条第1項又はタクシー適正化・活性化法第17条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述を行った場合

(2) (1)①から③までの場合の事業の停止期間は、3.(3)による処分日車数を当該営業所に所属する事業用自動車数(当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日の事業用自動車数による。)で除した日数とする。この場合において、1日未満の端数は1日に切り上げるものとする。

(3) (1)④の場合の事業の停止期間は、(1)④各号に掲げる違反ごとに60日

間とする。ただし、（１）④ロに該当したことに伴って（１）④ニに該当する場合の事業の停止期間は、合わせて６０日間とする。

（４）（１）の規定にかかわらず、事業の停止処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画（違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画をいう。以下同じ。）を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、３．に規定する自動車等の使用停止処分を行うことができるものとする。

（５）次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、３．（３）の処分日車数による行政処分等のほか、１４日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、酒酔い運転、酒気帯び運転又は薬物等使用運転を行った場合

② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

（６）次の①及び②のいずれにも該当する場合には、当該違反営業所等に、３．（３）の処分日車数による行政処分等のほか、７日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為を行った場合

② 事業者が①の違反行為を命じ、又は容認していたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

（７）次の①及び②のいずれにも該当する場合（（５）に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、３．（３）の処分日車数による行政処分等のほか、７日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

（８）次の①及び②のいずれにも該当する場合（（６）に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、３．（３）の処分日車数による行政処分等のほか、３日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、過労運転、無免許運転又は最高速度違反行為（超過速度が３０km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては、４０km/h以上）のものに限る。）を伴う重大事故等を引き起こしたとして都道府県

公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(9) 次の①及び②のいずれにも該当する場合（（５）又は（７）に該当する場合を除く。）には、当該違反営業所等に、３．（３）の処分日車数による行政処分等のほか、３日間の事業の停止処分を付加するものとする。

① 事業用自動車の運転者が、救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転又は酒気帯び運転を行ったとして都道府県公安委員会から道路交通法通知等があった場合

② 事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合

(10) ３．（６）の規定は、事業の停止処分を行う場合について準用する。

５．営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令

(1) 法第３１条第１号に基づく営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令は、次の①又は②のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

① 複数の支局区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、一の支局区域における累積点数が８１点以上となった場合

② 複数の運輸局の管轄区域に営業区域を有する事業者について、違反点数の付与により、中国運輸局の管轄区域における累積点数が１６１点以上となった場合

なお、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令の２回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、①又は②のそれぞれの基準に達した場合に行うものとする。

(2) (1) の規定による命令は、次の営業区域を対象に行うものとする。

① (1) ①の場合にあつては、累積点数が８１点以上となった支局区域内の全ての営業区域

② (1) ②の場合にあつては、累積点数が１６１点以上となった中国運輸局の管轄区域内の全ての営業区域

(3) (1) の規定にかかわらず、営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であつて、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、３．に規定する自動車等の使用停止処分又は４．に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

６．許可の取消処分

- (1) 許可の取消処分は、次の①から⑧までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3.に規定する自動車等の使用停止処分、4.に規定する事業の停止処分又は5.に規定する営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことができるものとする。

- ① 違反点数の付与により、一の支局区域のみにおいて営業区域を有する事業者について、累積点数が81点以上となった場合
- ② 違反点数の付与により、中国運輸局の管轄区域のみにおいて営業区域を有する事業者（①の事業者を除く。）について、累積点数が161点以上となった場合
- ③ 違反点数の付与により、①又は②以外の事業者について、累積点数が321点以上となった場合
- ④ 個人タクシー事業者について、第2種運転免許の取消処分を受けた場合
- ⑤ 法第40条、タク特法第52条第1項若しくはタクシー適正化・活性化法第17条の3第1項に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業の停止処分又は法第41条第1項（タク特法第52条第2項及びタクシー適正化・活性化法第17条の3第2項において準用する場合を含む。）に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車登録番号標の領置の命令に違反した場合
- ⑥ 4.(1)④による事業の停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に更に同一の違反（この場合、4.(1)④又に掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。）をした場合（4.(1)④のロ、ハ、ニ、ホ及びヘの違反については、同一営業所における違反の場合に限る。）
- ⑦ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合
 - イ 法第9条の3第4項において準用する法第9条第6項に規定する料金の変更の命令
 - ロ 法第16条第2項に規定する事業計画に従うべき命令
 - ハ 法第22条の2第3項に規定する安全管理規程の変更の命令
 - ニ 法第22条の2第7項に規定する安全統括管理者の解任の命令
 - ホ 法第27条第4項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令
 - ヘ 法第30条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令

ト 法第31条に規定する事業改善の命令

チ 法第84条第1項に規定する運送に関する命令

リ タク特法第18条の2に規定する、雇用する運転者に講習を受けさせるべき命令

ヌ タク特法第37条第8項に規定する負担金及び延滞金を納付すべき命令

ル タクシー適正化・活性化法第8条の9第1項に規定する事業者計画の認可命令

ヲ タクシー適正化・活性化法第8条の9第2項に規定する認可事業者計画の変更命令

ワ タクシー適正化・活性化法第8条の9第3項に規定する供給輸送力の削減命令

カ タクシー適正化・活性化法第8条の9第5項に規定する認可事業者計画の変更命令

ヨ タクシー適正化・活性化法第8条の11第1項に規定する営業方法の制限に関する命令

タ タクシー適正化・活性化法第16条の4第3項に規定する運賃の変更命令

レ タクシー適正化・活性化法第17条の2に規定する確保命令

⑧ 法第7条第1号、第7号又は第8号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合

（2）次のいずれかに該当する場合の（1）⑥及び⑦の行政処分歴の取扱いについては、次によるものとする。

① 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人が受けた行政処分は、合併後の法人又は相続人が受けたものとして取り扱うものとする。

② 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡により、運送事業の全部又は一部の承継があった場合、分割前の法人又は譲渡人が受けた行政処分は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人（これらの者のうち、運送事業を廃止したものを除く。）が受けたものとして取り扱うものとする。

7. その他

（1）行政処分等のうち、勧告及び警告については、運輸支局長においてもこれを行うことができる。

（2）この基準（以下、別添1において単に「処分基準」という。）に関する解釈及び運用については、別添1のとおりとする。

（3）3.（5）の「処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分」について、別添1の3.（1）に基づき公表する基準は、別添2のとおりとする。

附 則（平成 21 年 10 月 1 日 中国運輸局公示第 91 号）

1. この基準は、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。
2. 1.（8）、3.（6）、4.（5）、（7）及び（10）の規定については、平成 21 年 10 月 1 日以降に違反行為があったものについて適用し、平成 21 年 9 月 30 日以前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の基準（平成 16 年 7 月 27 日中国運輸局公示第 47 号。以下同じ。）の規定により行政処分等を行うものとする。
3. この基準の施行前の違反行為については、従前の基準 1.（8）の規定は、なおその効力を有するものとする。

附 則（平成 21 年 11 月 30 日 中国運輸局公示第 119 号）

この基準は、平成 21 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 1 月 25 日 中国運輸局公示第 139 号）

この基準は、平成 22 年 1 月 25 日から適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日 中国運輸局公示第 171 号）

この基準は、平成 22 年 3 月 29 日から適用する。

附 則（平成 23 年 4 月 18 日 中国運輸局公示第 5 号）

この基準は、平成 23 年 4 月 18 日から適用する。

附 則（平成 24 年 4 月 11 日 中国運輸局公示第 4 号）

この基準は、平成 24 年 4 月 16 日から適用する。

附 則（平成 25 年 10 月 1 日 中国運輸局公示第 37 号）

1. この基準は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。
2. この基準の施行の日前に確認した違反行為であって、この基準の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この基準の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
3. 4.（1）④の規定は、平成 26 年 1 月 1 日以降に違反行為があったものについて適用し、平成 25 年 11 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政

処分等の基準について」（平成２１年１０月１日中国運輸局公示第９５号）に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。

４．次に掲げる公示は、平成２５年１０月３１日限りで廃止する。

（１）一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について（平成２１年１０月１日中国運輸局公示第９５号）

（２）「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の遊休車両の台数の算出について（平成２１年１１月３０日中国運輸局公示第１２９号）

附 則（平成２６年１月２４日 中国運輸局公示第７１号）

１．この基準は、平成２６年１月２７日から施行する。

２．この基準の施行の日前に確認した違反行為であって、この基準の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この基準の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成２６年４月２８日 中国運輸局公示第７号）

この基準は、平成２６年５月１日から施行する。

附 則（平成２９年１月３１日 中国運輸局公示第７４号）

この基準は、平成２９年１月１６日から施行する。

附 則（平成２９年３月１７日 中国運輸局公示第９７号）

この基準は、平成２９年３月２１日から施行する。

附 則（平成３０年４月１８日 中国運輸局公示第５号）

１．この基準は、平成３０年７月１日から施行する。

２．平成３０年６月３０日以前の違反行為については、改正前の基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和２年１１月２６日 中国運輸局公示第５２号）

１．この基準は、令和２年１１月２７日から施行する。

２．令和２年１１月２６日以前の違反行為については、改正前の基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和３年５月３１日 中国運輸局公示第１６号）

１．この基準は、令和３年６月１日から施行する。

2. 令和3年5月31日以前の違反行為については、改正前の基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和5年9月29日 中国運輸局公示第54号）

1. この基準は、令和5年10月1日から施行する。
2. 令和5年9月30日以前の違反行為については、改正前の基準により行政処分等を行うものとし、令和5年4月1日以降に確認した違反行為にあつては、改正後の運輸規則の規定に読み替えて行政処分等を行うものとする。

附 則（令和6年4月1日 中国運輸局公示第3号）

1. この基準は、令和6年4月1日から施行する。
2. 令和6年3月31日以前の違反行為については、改正前の基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和6年9月26日 中国運輸局公示第26号）

1. この基準は、令和6年10月1日から施行する。
2. 令和6年9月30日以前の違反行為については、改正前の基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和7年3月26日 中国運輸局公示第81号）

1. この基準は、令和7年4月1日から施行する。
2. 令和7年3月31日以前の違反行為については、改正前の基準により行政処分等を行うものとする。

附 則（令和8年10月1日 中国運輸局公示第43号）

1. この基準は、令和8年10月1日から施行する。
2. 令和8年9月30日以前の違反行為については、改正前の基準により行政処分等を行うものとする。

別添1（6．（2）関係）

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する処分基準の 解釈及び運用について

1．処分基準1．通則関係

- （1）処分基準1．（1）の勧告又は警告を行うときは、「勧告書」又は「警告書」を発出するものとする。この場合において、「警告書」は「勧告書」より厳しい文章表現とする。
- （2）処分基準1．（2）に規定する「同一の違反」は、処分基準の別表第1に定める違反行為の事項ごととし、同一の事項における違反については、違反の多寡にかかわらず同一の違反とする。
- （3）次のいずれかに該当する場合の処分基準1．（2）における営業所の行政処分等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。
 - ① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
 - ② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
 - ③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
 - ④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（処分基準1．（16）の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。）により、運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所（以下この号において「従前営業所」という。）が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- （4）処分基準1．（7）の「一定の違反」とは、処分基準別表第1の違反行為の事項欄中（※）、（◎）若しくは（☆）が付されている違反又は救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転若しくは最高速度違反を伴う事故を引き起こした場合における当該違反に関連する処分基準に掲げる違反事項に係る違反とする。
- （5）処分基準1．（9）の「相当の注意及び監督が尽くされたことの証明」とは、事

業者が平素乗務員に対し輸送の安全性についての訓示を与えたり、関係法令の遵守について指導を行っている程度の事実関係では適用しないものとし、整備管理、運行管理等を総合的に見て判断するものとする。

(6) 処分基準 1. (10) の「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」は、自動車交通部長、自動車技術安全部長、自動車交通部次長、旅客第一課長、旅客第二課長、首席自動車監査官、保安・環境調整官で構成するものとし、その設置要領については、中国運輸局において作成するものとする。

(7) 処分基準 1. (16) の「事業の全部若しくは一部の譲渡」とは、道路運送法第 36 条第 1 項の規定による認可を要する運送事業の事業の譲渡のほか、運送事業の事業目的のために組織化され、有機的の一体として機能する事業用自動車等の財産（運転者との雇用関係その他経済的価値のある事実を含む。以下同じ。）を譲渡することにより、実質的に運送事業を譲渡した場合を含むものとする。

(8) (7) の実質的に運送事業を譲渡した場合における処分基準 1. (16) の「継続性及び同一性を有すると認められるもの」は、次の①又は②の基準を参考とし、かつ、資本及び役員の実態を勘案して判断するものとする。

① 譲渡人の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的の一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね 2 分の 1 以上が譲受人（2 以上の譲受人があるときは、当該 2 以上の譲受人）に譲渡されていると認められる場合

② 譲受人（2 以上の譲受人があるときは、それぞれの譲受人）の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的の一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね 2 分の 1 以上が譲渡人から譲渡されていると認められる場合

2. 処分基準 2. 法令違反に係る点数制度関係

(1) 処分基準 2. (4) ②の「所要の措置」とは、処分基準 1. (11) による措置その他行政処分に際して受けた指導内容に係る措置をいう。

(2) 1. (7) 及び (8) の規定は、処分基準 2. (7) の「事業の全部若しくは一部の譲渡」について準用する。

3. 処分基準 3. 自動車等の使用停止処分関係

(1) 処分基準 3. (5) の「処分車両数及び処分期間の配分」については、処分権者が、あらかじめ、処分等の実効性を確保するために必要な最低停止車両数（遊休車両の台数を考慮するものとする。）、停止対象となる車両等についての基準（以下「当該基準」という。）を定め、これを公表するものとする。

なお、当該基準には、停止対象の車両の決定基準として以下の①から④を規

定し、処分権者が停止対象の車両指定及び停止時期指定を速やかに行うものとする。

また、停止対象の車両指定は、①、②、③、④の順に該当する車両を指定するものとする。

① 違反事業者の違反営業所等の違反車両

② 違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両（④の車両を除く。）

③ 違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両（④の車両を除く。）

④ 違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、特種需要に対応する車両

（２）（１）の「遊休車両の台数」は、次の式により算出する（１台未満の端数は切り捨てる。）ものとする。

監査日において事業者が保有する車両数×（１－実働率）

実働率は、原則として、監査日前３ヶ月（事業者の全休日を除く。）の平均実働率とし、事業者から提出された輸送実績報告書等の延実在車両数、延実働車両数に基づき算出するものとする。この場合において、事故車両、故障車両、車検中の車両その他稼働することが不可能な車両については、稼働車両に含めるものとする。

なお、監査日から処分日までの間に増車の認可又は届出があったときは、その台数分を遊休車両の台数に加えるものとし、その間に減車が確認されたときは、その台数分を遊休車両の台数から減ずるものとする。

（３）処分基準１．（１６）を適用して処分基準３．の自動車等の使用停止処分を行う場合は、事前に本省物流・自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。

４．処分基準４．事業の停止処分関係

（１）処分基準４．（１）の事業の停止処分を行う場合には、事前に本省物流・自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。

（２）処分基準４．（１）④ロの「運行管理者が全く不在（選任なし）」とは、監査時において、特段の理由（運行管理者の急死、急病等）もなく選任を怠っていた場合をいう。

（３）処分基準４．（１）④ハの「著しく遵守されていない」とは、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成１３年国土交通省告示第１６７５号。以下「告示」という。）の未遵守が１ヶ月間で計３１件以上あった運転者が３名以上確認され、かつ、過半数の運転者について告示に規定する拘束時間の未遵守が確認された場合をいう。

（４）処分基準４．（１）④ニの「点呼を全く実施していない」とは、事業用自動車の

日常点検の実施又は確認の報告、酒気帯びの有無及び健康状態の確認並びに事業用自動車、道路及び運行状況の報告等乗務前及び乗務後の点呼において実施すべき点呼項目が全く実施されていない場合をいう。

- (5) 処分基準4.(1)④への「整備管理者が全く不在(選任なし)」とは、監査時において、特段の理由(整備管理者の急死、急病等)もなく選任を怠っていた場合をいう。
- (6) 処分基準4.(4)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。
- (7) 処分基準4.(7)の規定により7日間の事業の停止処分をした後で、処分基準4.(5)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14日間」とあるのは、「7日間」とする。
- (8) 処分基準4.(9)の規定により3日間の事業の停止処分をした後で、処分基準4.(5)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14日間」とあるのは、「11日間」とする。
- (9) 処分基準4.(8)の規定により3日間の事業の停止処分をした後で、処分基準4.(6)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7日間」とあるのは、「4日間」とする。
- (10) 処分基準4.(9)の規定により3日間の事業の停止処分をした後で、処分基準4.(7)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7日間」とあるのは、「4日間」とする。

5. 処分基準5.営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令関係

- (1) 処分基準5.(1)の営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行う場合には、事前に本省物流・自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。
- (2) 処分基準5.(3)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。

6. 処分基準6.許可の取消処分関係

- (1) 処分基準6.(1)の許可の取消処分を行う場合には、事前に本省物流・自動車局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。
- (2) 処分基準6.(1)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。
- (3) 1.(7)及び(8)の規定は、処分基準6.(2)②の「事業の全部若しくは一部譲渡」について準用する。

(改善計画の様式例)

平成○年○月○日

中国運輸局長 あて

〇〇〇〇〇バス（株）

代表者

改 善 計 画 書

今般、当社の事業運営に係る道路運送法及び関係法令違反に基づき予定される行政処分に対して、違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画を策定したので報告いたします。

(違反又は事故の再発防止及び安全確保の具体的方策)

1. 具体的な違法行為改善策
2. 違法行為再発防止策
3. 安全総点検の実施
4. 安全マネジメント体制の導入（見直し）
5. 運行管理体制の見直し
6. 乗務員に対する研修、指導の徹底
7. 安全性向上に向けた革新技術の導入

(生活交通の確保の具体的方策)

8. 生活交通の確保に係る自己の方策（例：輸送力の増強計画）
9. 他事業者の協力等による生活交通の確保に係る方策

(計画期間その他)

10. 計画期間
11. 計画の実施に当たっての配慮事項

※改善計画書のイメージ

別添 2（7.（3）関係）

処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分の基準

（1）処分車両数及び処分期間

3.（5）の処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、原則として処分日車数及び当該違反営業所等の配置車両数に応じ、次の表のとおりとする。

配置車両数 処分日車数	1～ 10 両	11～ 20 両	21～ 30 両	31～ 50 両	51～ 100 両	101～ 150 両	151～ 200 両	201 両 以上
～ 50 日車	1 両	1 両	1 両	2 両	4 両	6 両	8 両	10 両
51 日車～100 日車	1 両	1 両	2 両	3 両	6 両	9 両	12 両	15 両
101 日車～200 日車	1 両	2 両	3 両	4 両	8 両	12 両	16 両	20 両
201 日車～300 日車	2 両	3 両	4 両	5 両	10 両	15 両	20 両	25 両
301 日車以上	3 両	4 両	5 両	6 両	12 両	18 両	24 両	30 両

注 1：自動車等の使用停止処分を行う期間は、処分日車数を処分対象車両数で除して得た整数の日数とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは、自動車等の使用停止処分の対象とする事業用自動車のうち 1 両について、当該余りに相当する日車数の使用停止をさらに行うものとする。

注 2：この表に定める処分車両数を上回る車両数を処分車両数とすることが適切であると認められる場合は、注 1 により算出される期間が 10 日以上となる範囲で、この表に定める処分車両数を上回る処分車両数を決定するものとする。

（2）遊休車両がある場合の特例

① 違反営業所等に遊休車両がある場合は、（1）の規定にかかわらず、（1）の表による処分車両数に、②の算出式により求めた遊休車両数を加えたものを処分車両数とし、（1）の表の注 1 及び注 2 を準用して、処分期間を決定するものとする。ただし、この場合の処分車両数が、当該違反営業所等の配置車両数の 50 % を超える場合は、50 % を限度として、処分車両数を決定するものとする。

② 遊休車両数は、次の式により算出する（1 台未満の端数は切り捨てる。）ものとする。

監査日において事業者が保有する車両数 ×（1－実働率）

実働率は、原則として、監査日前 3 ヶ月（事業者の全休日を除く。）の平均実働率とし、事業者から提出された輸送実績報告書等の延実在車両数、延実働車両数に基づき算出するものとする。この場合において、特定大型車、大型車、

ハイヤー車両、特殊車両（福祉輸送サービスのみに使用する車両）、事故車両、故障車両、車検中の車両その他稼働することが不可能な車両については、稼働車両に含めるものとする。

なお、監査日から処分日までの間に増車の認可又は届出があったときは、その台数分を遊休車両の台数に加えるものとし、その間に減車が確認されたときは、その台数分を遊休車両の台数から減ずるものとする。

（３）停止車両の指定

（１）に基づく停止対象の車両指定は、①、②、③、④の順に該当する車両を指定するものとする。なお、（２）に基づく遊休車両にあっては、この限りでない。

- ① 違反事業者の違反営業所等の違反車両
- ② 違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両（④の車両を除く。）
- ③ 違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両（④の車両を除く。）
- ④ 違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、特種需要に対応する車両

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準

適用条項	違反行為事項	基準日車等	
		初違反	再違反
道路運送法(以下「運送法」という。)第4条第1項	無許可経営	処分基準4.(1)④イ及び6.(1)⑥による	
運送法第9条の3第1項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反	20日車	40日車
運送法第9条の3第5項	料金事前届出、料金変更事前届出違反	20日車	40日車
運送法第9条の3第6項(第9条第7項準用)	料金の変更命令違反	60日車	処分基準6.(1)⑦イによる
運送法第10条	運賃又は料金の割戻しの禁止違反	20日車	40日車
運送法第11条第1項	運送約款の認可、運送約款の変更認可違反	20日車	40日車
運送法第13条	運送引受義務違反(※☆)	30日車 (40日車)	60日車 (80日車)
運送法第14条	運送の順序違反	10日車	20日車
運送法第15条第1項	事業計画の変更認可違反	20日車	40日車
運送法第15条第3項	事業計画の事前変更届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の数等	10日車	20日車
運送法第15条第4項	事業計画の事後変更届出違反 ①主たる事務所の名称・位置又は営業所の名称 ②営業所の位置(営業区域内新設、変更、営業区域内に他の営業所が有する場合の廃止)	警告 10日車	10日車 20日車
運送法第16条第1項	事業計画に定める業務の確保違反	運送法第15条第1項、第3項又は第4項の基準日車等を適用する。	
運送法第16条第2項	事業計画に定める業務の確保命令違反	60日車	処分基準6.(1)⑦ロによる
運送法第20条	営業区域外旅客運送 ①臨時・偶発的なものと認められるもの ②反復・計画的なものと認められるもの	10日車 20日車×違反件数	20日車 40日車×違反件数
運送法第21条	乗合旅客運送違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定 2 届出に係るもの	20日車 警告	40日車 10日車
運送法第22条の2第2項	安全管理規程の必要事項設定違反(規定の内容不適切)	10日車	20日車
運送法第22条の2第3項	安全管理規程の変更命令違反	60日車	処分基準6.(1)⑦ハによる
運送法第22条の2第4項	安全統括管理者の選任違反	20日車	40日車
運送法第22条の2第5項	安全統括管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第22条の2第6項	安全統括管理者の意見の尊重義務違反	10日車	20日車
運送法第22条の2第7項	安全統括管理者の解任命令違反	60日車	処分基準6.(1)⑦ニによる
運送法第23条第1項 旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の9第1項	運行管理者の選任違反 1 運行管理者数の不足 2 運行管理者選任なし	20日車 処分基準4.(1)④ロ及び6.(1)⑥による	40日車
運送法第23条第2項 運輸規則第47条の9第2項	統括運行管理者の選任義務違反	20日車	40日車
運送法第23条第3項	運行管理者の選任解任届出違反 1 選任又は解任の届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第23条の5第2項	運行管理者に対する権限付与違反	10日車	20日車
運送法第23条の5第3項	運行管理者の助言の未尊重、指導への不服従	警告	10日車
運送法第25条	運転者の制限違反	80日車	160日車
運送法第27条第3項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反		
運輸規則第2条第2項	一般準則(公平かつ懇切な取扱い)違反	警告	10日車
運輸規則第2条第3項	一般準則(職務遂行の指導、措置)違反	警告	10日車
運輸規則第3条第1項	苦情申出者に対する弁明義務違反	警告	10日車
運輸規則第3条第2項	苦情処理の記録、保存義務違反 1 記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	警告 警告 60日車 警告 10日車	10日車 10日車 120日車 10日車 20日車
運輸規則第4条 第1項、第2項	運賃・料金、運送約款の公示義務違反	警告	10日車

運輸規則第4条第3項	運賃・料金に関する事項の事業用自動車への表示義務違反	警告	10日車
運輸規則第4条第4項	運賃・料金の額の事業用自動車内への表示義務違反	警告	10日車
運輸規則第7条第2項	営業区域の休廃止の公示義務違反	警告	10日車
運輸規則第7条の3第1項	運送引受書の交付義務違反 1 未交付 2 記載事項等の不備	60日車 警告	120日車 10日車
運輸規則第7条の3第2項	運送引受書の写しの保存義務違反	60日車	120日車
運輸規則第10条第2項	領収書の発行義務違反	勧告	警告
運輸規則第14条第2項	危険物の輸送制限違反	10日車	20日車
運輸規則第15条の2第1項	特定自動運行保安員の選任数に関する義務違反	警告	10日車
運輸規則第15条の2第2項	特定自動運行保安員の乗務等義務違反	警告	10日車
運輸規則第15条の2第3項	特定自動運行旅客運送のための体制の整備違反	10日車	20日車
運輸規則第15条の2第4項	特定自動運行旅客運送の事故の場合の旅客及び死傷者に対する措置義務違反 1 旅客に対する措置義務違反 2 死傷者の措置義務違反	警告 60日車	10日車 120日車
運輸規則第15条の2第10項、第11項	特定自動運行旅客運送の回送板掲出義務違反	警告	10日車
運輸規則第18条第1項	事故の場合の旅客に対する措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第19条	事故の場合の死傷者の措置義務違反	60日車	120日車
運輸規則第19条の2	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示」(平成17年国土交通省告示第503号)による損害賠償責任保険(共済)締結義務違反 ①一部の車両が未締結又は不適合 ②全ての車両が未締結又は不適合	10日車 20日車	20日車 40日車
運輸規則第20条	異常気象時における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条第1項	1 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号。以下「勤務時間等基準告示」という。)に従った勤務時間及び乗務時間の設定違反 ①設定不適切(※) ②未設定(※) 2 勤務時間等基準告示の遵守違反(注1) ①各事項の未遵守計5件以下(※) ②各事項の未遵守計6件以上15件以下(※) ③各事項の未遵守計16件以上(※)(注2)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 40日車 (60日車)
(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し基準日車等を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり基準日車を算出し、上記の基準日車等に合算する。 ① 各事項の未遵守計1件 10日車 20日車 ② 各事項の未遵守計2件以上 20日車 40日車 (注2) 処分基準4.(1)④ハに該当するものを除く。			
運輸規則第21条第2項	営業所等における休憩、睡眠、仮眠施設の整備、管理等義務違反 ①未整備 ②管理、保守不適切	30日車 警告	60日車 10日車
運輸規則第21条第3項	営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合における睡眠施設の整備又は確保並びに管理等義務違反 1 睡眠施設の整備又は確保違反 ①未整備・未確保5件以下 ②未整備・未確保6件以上 2 管理、保守不適切(注)	10日車 20日車 警告	20日車 40日車 10日車
(注) 睡眠に必要な施設を確保した場合における管理及び保守義務については、ホテルを利用するなど睡眠に適した施設を確保した場合は管理及び保守したものとみなす。			
運輸規則第21条第4項	酒酔い・酒気帯び運行の業務	100日車	200日車
運輸規則第21条第5項	1 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(注1) ①未受診者1名 ②未受診者2名 ③未受診者3名以上 2 未受診者による健康起因事故が発生したもの(注2)(注3) 3 疾病、疲労等による運行の業務 4 薬物等使用運行の業務	警告 20日車 15日車×未受診者数 40日車 80日車 100日車	10日車 40日車 30日車×未受診者数 80日車 160日車 200日車
(注1) 疾病のおそれのある運行の業務とは、過去1年以内に法定の健康診断を受診させていない状態で運行の業務に従事させることをいう。 (注2) 健康起因事故とは、当該運転者が脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに運行の業務に従事させていた場合、又は、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに運行の業務に従事させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。 なお、2を適用した運転者は、1の調査対象から除く。			

運輸規則第21条第7項	乗務員等の体調悪化時等における措置義務違反	警告	10日車
運輸規則第21条の2	運行に関する状況把握等のための体制の整備違反	10日車	20日車
運輸規則第22条第1項	乗務距離の最高限度違反(30業務に対して) ①未遵守5件以下(◎) ②未遵守6件以上15件以下(◎) ③未遵守16件以上(◎)	警告 10日車 20日車	10日車 20日車 40日車
運輸規則第23条	運賃等総額が一定基準以上になるような乗務の強制(◎)	30日車	60日車
運輸規則第24条 第1項、第2項	点呼の実施義務違反(注1)(点呼が必要な回数100回に対して) 1 未実施(注2) ①未実施19件以下(※) ②未実施20件以上49件以下(※) ③未実施50件以上(※)(注3) 2 不適切(注4) ①一部実施不適切(※) ②全て実施不適切(※) 3 飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(注5)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 警告 (警告) 10日車 (15日車) 100日車	10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 40日車 (60日車) 10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 200日車
	(注1) 未実施と実施不適切とが混在する場合、基準日車等の大きい方により算定する。 (注2) 以下の場合には未実施とする。なお、点呼の実施については、点呼の記録によって確認するものとする。ただし、運転者等に係る点呼について明らかに実施したことを事業者が書面等により証明した場合はこの限りではない。 ・省令に規定される点呼事項が全く実施されていない点呼 ・補助者の要件を満たしていない者が実施した点呼 ・運行管理者、補助者の自己による点呼 ・対面によらず電話その他の方法で実施(運行上やむ得ない場合を除く。)(注) ・運行の業務の開始前に点呼を行わず、業務の開始後に行った点呼 ・運行の業務の終了後に点呼を行わず、業務の終了前に行った点呼 (注3) 処分基準4.(1)④二に該当するものを除く。 (注4) 以下の場合には不適切とする。なお、点呼実施の確認方法は(注2)と同様とする。 ・省令に規定される点呼事項のうち一部が実施されていない点呼 ・実施不適切(未実施を含む)である点呼が、点呼が必要な回数100回に対して一部である場合は「一部実施不適切」、全部である場合は「全て実施不適切」とする。 ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認をしていない点呼 (注5) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る点呼について、明らかに実施されていることを点呼記録により事業者が証明した場合を除く。		
運輸規則第24条第4項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)	60日車	120日車
	(注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。		
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注)	20日車	40日車
	(注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。		
運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし(※) ②全て記録なし(※) 2 記載事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 60日車 (90日車) 警告 (警告) 30日車 (45日車)	10日車 (15日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 120日車 (180日車) 10日車 (15日車) 60日車 (90日車)
運輸規則第25条第3項、 第4項	業務の記録義務違反 1 記録(30業務に対して) ①記録なし5件以下(※) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(※) ③全て記録なし(※) 2 記録事項の不備(※) 3 記録の改ざん・不実記載(※) 4 記録の保存 ①一部保存なし(※) ②全て保存なし(※)	警告 (警告) 10日車 (15日車) 30日車 (45日車) 警告 (警告) 60日車 (90日車) 警告 (警告) 30日車 (45日車)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車) 60日車 (90日車) 10日車 (15日車) 120日車 (180日車) 10日車 (15日車) 60日車 (90日車)
運輸規則第26条第2項	運行記録計による記録義務違反 1 記録(運行記録計による記録が必要な30業務に対して) ①記録なし5件以下(◎) ②記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)(◎) ③全て記録なし(◎) 2 記録の改ざん・不実記載(◎) 3 記録の保存 ①一部保存なし(◎) ②全て保存なし(◎)	警告 10日車 30日車 60日車 警告 30日車	10日車 20日車 60日車 120日車 10日車 60日車
運輸規則第26条の2	事故の記録義務違反 1 記録 ①記録なし2件以下 ②記録なし3件以上 2 記録事項の不備 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 警告 警告	10日車 20日車 10日車 10日車

運輸規則第28条の3第1項	運行指示書の作成等義務違反 1 運行指示書の作成、指示又は携行の義務違反 2 記載事項等の不備	30日車 警告	60日車 10日車
運輸規則第28条の3第2項	運行指示書の保存義務違反	30日車	60日車
運輸規則第29条	地図の備え付け義務違反	警告	10日車
運輸規則第35条	運転者の選任数に関する義務違反	警告	10日車
運輸規則第36条第1項	日雇い運転者等の選任禁止違反 ①選任5名以下(※) ②選任6名以上(※)	10日車 (15日車) 20日車 (30日車)	20日車 (30日車) 40日車 (60日車)
運輸規則第36条第2項	新任運転者に対する指導、監督義務違反 ①不適切5名以下 ②不適切6名以上	警告 10日車	10日車 20日車
運輸規則第37条第1項	乗務員等台帳の作成、備付け義務違反 1 作成 ①5名以下作成なし(全て作成なしを除く。) ②6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) ③全て作成なし 2 記載事項等の不備	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車
運輸規則第37条第2項、第5項	乗務員等台帳の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第37条第3項	乗務員証の記載、携行義務違反	警告	10日車
運輸規則第37条第4項	乗務員証の保存義務違反	警告	10日車
運輸規則第38条第1項	「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。以下「運転者に対する指導監督告示」という。)による運転者に対する指導監督義務違反 1 「3」「4」以外の違反(注1) ①一部不適切 ②大部分不適切 2 飲酒運転防止に係る指導監督義務違反(注2)	警告 10日車 100日車	10日車 20日車 200日車
	3 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3) 4 駐車違反(駐車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐車違反」という。)等運転者の道路交通法違反(3の違反並びに救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転及び過労運転を除く。)に係る都道府県公安委員会からの道路交通法通知等に係るもの(注3)	別紙1	
	(注1) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。 (注2) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された場合。ただし、当該運転者に係る飲酒運転防止に関する指導について、明らかに実施されていることを指導記録により事業者が証明した場合を除く。 (注3) 処分基準3。(4)の規定により、別途個別に処分するものとする。	別紙2	
運輸規則第38条第2項	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反 1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全部保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載 運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反 1 特別な指導の実施状況(注) ①一部不適切 ②大部分不適切 2 適性診断の受診状況 ①受診なし1名 ②受診なし2名以上	警告 40日車 警告 60日車 警告 10日車 警告 10日車	10日車 80日車 10日車 120日車 10日車 20日車 10日車 20日車
	(注) 「一部不適切」は、運転者に対する指導監督告示により必要な指導監督の実施状況が2分の1以上である場合をいい、「大部分不適切」は、実施状況が2分の1未満である場合をいう。		
運輸規則第38条第3項	特定自動運行保安員に対する指導監督義務違反 特定自動運行保安員に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存 1 記録 ① 一部記録なし又は記録の一部保存なし ② 全て記録なし又は記録の全部保存なし 2 記載事項等の不備 3 記録の改ざん・不実記載	警告 警告 40日車 警告 60日車	10日車 10日車 80日車 10日車 120日車
運輸規則第38条第5項	非常用信号用具等取扱指導義務違反	勧告	警告
運輸規則第38条第6項	「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第6項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置」(平成18年国土交通省告示第1088号。)による全従業員に対する指導監督義務違反	警告	10日車
運輸規則第39条	運転者等に対する地理、応接の指導監督義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車 (15日車)
運輸規則第40条第1項	指導要領制定義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車 (15日車)
運輸規則第40条第2項	指導主任者選任義務違反(☆)	警告 (警告)	10日車 (15日車)

運輸規則第40条第3項	地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反 1 記録 ① 一部記録なし ② 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記載 3 記録の保存義務違反	警告 10日車 60日車 警告	10日車 20日車 120日車 10日車
運輸規則第41条	乗務員等服務規律制定義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第1項	事業用自動車内の事業者名等表示義務違反	警告	10日車
運輸規則第42条第3項	禁煙表示義務違反	勧告	警告
運輸規則第43条第1項	応急用具等の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第43条第2項	非常用信号用具の備付義務違反	勧告	警告
運輸規則第44条	車両の清潔保持義務違反	勧告	警告
運輸規則第45条 (道路運送車両法(以下「車両法」という。)第40条から第43条まで、第47条)	点検整備関係義務違反 整備不良車両 1 整備不良のもの(当日の日常点検時以降に灯火不良になったもの等、偶発的・突発的なものを除く。) 2 不正改造のもの 3 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法不適合車両を使用	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 40日車×違反車両数
(車両法第47条の2)	日常点検の未実施(1台の車両の1月の未実施回数) ①未実施回数5回以下 ②未実施回数6回以上14回以下 ③未実施回数15回以上	警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車×違反車両数
(車両法第50条第1項)	整備管理者の選任義務違反 整備管理者選任なし	処分基準4.(1)④へ及び6.(1)⑥による	
(車両法第50条第2項)	整備管理者に対する権限付与義務違反	10日車	20日車
(車両法第52条)	整備管理者選任(変更)の未届出、虚偽届出 1 未届出 2 虚偽届出	警告 40日車	10日車 80日車
(車両法第53条)	整備管理者の解任命令違反	40日車	80日車
(車両法第58条第1項)	無車検運行	60日車×違反車両数	120日車×違反車両数
(車両法第66条第1項)	自動車検査証の備付け	警告	10日車
(車両法第48条)	定期点検整備等の未実施 1 定期点検整備等の未実施(注1)(注3) (1台の車両の1年間の未実施回数) ①未実施1回 ②未実施2回 ③未実施3回以上 2 12月点検整備の未実施(注2)(注3) 3 全ての車両について定期点検整備が全て未実施	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 処分基準4.(1)④へ及び6.(1)⑥による	5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 20日車×違反車両数
	(注1) 12月点検整備を除く。ただし、自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を含める。 (注2) 自動車検査証の有効期間が初回2年の自動車にあっては、初回の12月点検整備を除く。 (注3) 3に該当する場合を除く。		
(車両法第49条)	点検整備記録簿等の記載義務違反等 1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①未記載3枚以下 ②未記載4枚 2 記載不適切 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回につき1枚の記録簿) ①保存なし3枚以下 ②保存なし4枚	警告 3日車×違反車両数 警告 60日車 警告 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数 10日車 120日車 3日車×違反車両数 6日車×違反車両数
運輸規則第46条	整備管理者の研修受講義務違反	10日車	20日車
運輸規則第47条	点検等のための施設の不備	警告	10日車
運輸規則第47条の8	法第78条第3号に係る自家用自動車の運行の管理義務違反	運輸規則第20条、第21条、第24条、第25条第26条、第26条の2、第37条、第38条、第43条第2項の処分基準を適用する。	
運輸規則第47条の9第3項	補助者の要件違反	警告	10日車
運輸規則第48条の2第1項	運行管理規程の制定義務違反 ①不適切 ②未制定	警告 20日車	10日車 40日車
運輸規則第48条の3	運行管理者の指導監督義務違反(指導監督不適切)	10日車	20日車
運輸規則第48条の4第1項	死亡事故等に責任のある運行管理者及び統括運行管理者の講習(特別講習)受講義務違反	20日車	40日車
	運行管理者の講習受講義務違反	10日車	20日車

運輸規則第68条第1項 第3号 第4号	届出義務違反 指導主任者の選任届 指導主任者の転任、退任届	勧告 勧告	警告 警告
運輸規則第69条	書類の適切管理義務違反 ①一種類の管理不適切 ②複数種類の管理不適切	警告 20日車	10日車 40日車
運送法第27条第4項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	処分基準6.(1)⑦ホによる
運送法第29条	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反 1 未届出 2 虚偽届出	10日車 60日車	20日車 120日車
運送法第29条の3	輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反	警告	10日車
運送法第30条第1項	不当な運送条件の要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車
運送法第30条第2項	事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用自動車の利用 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注1) ①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上 3 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注2) ①一部の運転者への支払い ②全ての運転者への支払い 4 運賃料金の適正収受違反等その他 (注1) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。 (注2) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地域別最低賃金額又は特定(産業別)最低賃金額(両者が適用される場合は、そのうち高い方の最低賃金額)をいう。	40日車×違反車両数 警告 20日車 40日車 10日車 20日車 警告	80日車×違反車両数 10日車 40日車 80日車 20日車 40日車 10日車
運送法第30条第3項	特定の旅客に対する不当な差別的扱い	警告	10日車
運送法第30条第4項	公衆の利便を阻害する行為等の停止又は変更命令違反	60日車	処分基準6.(1)⑦ヘによる
運送法第31条	事業の改善命令違反	60日車	処分基準6.(1)⑦トによる
運送法第33条第1項	名義貸し	処分基準4.(1)④ト及び6.(1)⑥による	
運送法第33条第2項	事業の貸渡し等	処分基準4.(1)④チ及び6.(1)⑥による	
運送法第35条第1項	無許可の事業の管理の受委託	60日車	120日車
運送法第36条第1項、第2項	事業の無認可譲渡譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日車
運送法第37条第1項	無認可の事業の相続	10日車	20日車
運送法第38条第1項	事業の休廃止届出 1 未届出 2 虚偽届	警告 40日車	10日車 80日車
運送法第38条第4項	事業の休止、廃止の公示義務違反	警告	10日車
運送法第40条	自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	処分基準6.(1)⑤による	
運送法第41条第1項	自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	処分基準6.(1)⑤による	
運送法第41条第3項	封印の取付け義務違反	10日車	20日車
運送法第43条第1項	無許可経営	処分基準4.(1)④イ及び6.(1)⑥による	
運送法第43条の4第3項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車
運送法第43条の5第2項	旅客自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車
運送法第84条第1項	運送命令違反	60日車	処分基準6.(1)⑦チによる
運送法第86条第1項	許可等の条件又は期限違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に未加入(注) ①未加入者1名 ②未加入者2名 ③未加入者3名以上 2 輸送する旅客の範囲を限定する旨の条件又は運送の引受けを営業所において行う輸送に限定する旨の条件に違反 3 その他の条件又は期限違反 (注) 「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 また、「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。	警告 20日車 40日車 処分基準4.(1)④リ及び6.(1)⑥による 20日車	10日車 40日車 80日車 10日車 40日車
運送法第94条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車

運送法第94条第4項	検査拒否、虚偽の陳述等	処分基準4. (1)④又及び6. (1)⑥による	
運送法第95条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車
道路運送法施行規則 第66条第1項	届出義務違反		
第1号	運輸開始の届出	勧告	警告
第2号	事業の譲渡譲受、法人の合併・分割終了の届出	勧告	警告
第3号	死亡届出	勧告	一
第4号	休止事業の再開の届出	勧告	警告
第5号	命令を実施した届出	勧告	警告
第6号	休憩、仮眠又は睡眠のための施設の変更届出	勧告	警告
第7号	氏名若しくは名称又は住所の変更届出	勧告	警告
第8号	法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出	勧告	警告
タクシー業務適正化特別措置法 第3条	無登録運転者の乗務	60日車	120日車
タクシー業務適正化特別措置法 第13条	運転者証の表示義務違反	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法 第15条	運転者証の記載事項の訂正義務違反	警告	10日車
タクシー業務適正化特別措置法 第16条第1項、第2項	運転者証の返納等義務違反 ①一部未実施 ②全て未実施	警告 10日車	10日車 20日車
タクシー業務適正化特別措置法 第18条	運転者証の譲渡等禁止違反	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法 第18条の2	講習の受講命令違反	60日車	処分基準6. (1)⑦リによる
タクシー業務適正化特別措置法 第37条第8項	負担金納付命令違反	60日車	処分基準6. (1)⑦ヌによる
タクシー業務適正化特別措置法 第43条第2項	タクシー乗車禁止地区における乗車	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法 第44条	タクシー等に関する事前届出、変更の事前届出違反	警告	10日車
タクシー業務適正化特別措置法 第45条第1項、第2項	タクシーである旨の表示等義務違反	警告	10日車
タクシー業務適正化特別措置法 第46条第1項	個人タクシー事業者乗務証表示義務違反	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法 第47条	運転者証等類似不正表示禁止違反	40日車	80日車
タクシー業務適正化特別措置法 第51条第1項	報告義務違反等 1 未報告 2 虚偽の報告 3 検査拒否、虚偽陳述	警告 60日車 処分基準4. (1)④又及び6. (1)⑥による	10日車 120日車
タクシー業務適正化特別措置法 施行規則第31条	個人タクシー事業者乗務証の記載事項の訂正義務違反	20日車	40日車
タクシー業務適正化特別措置法 施行規則第34条	個人タクシー事業者乗務証の譲渡等の禁止	40日車	80日車
特定地域及び準特定地域に おける一般乗用旅客自動車 運送事業の適正化及び活性 化に関する特別措置法(以下 「タクシー適正化・活性化法」 という。) 第8条の7第1項	事業者計画の認可、事業者計画の変更認可違反	20日車	40日車
タクシー適正化・活性化法 第8条の9第1項	事業者計画の認可命令違反	60日車	処分基準6. (1)⑦ルによる
タクシー適正化・活性化法 第8条の9第2項	認可事業者計画の変更命令違反	60日車	処分基準6. (1)⑦ヲによる
タクシー適正化・活性化法 第8条の9第3項	供給輸送力の削減命令違反	60日車	処分基準6. (1)⑦ワによる
タクシー適正化・活性化法 第8条の9第5項	認可事業者計画の変更命令違反	60日車	処分基準6. (1)⑦カによる
タクシー適正化・活性化法 第8条の11第1項	営業方法の制限に関する命令違反	60日車	処分基準6. (1)⑦ヨによる
タクシー適正化・活性化法 第16条の2	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車
タクシー適正化・活性化法 第16条の4第1項	運賃届出、運賃変更届出違反 1 未届出、不当運賃収受 2 虚偽の届出	20日車 40日車	40日車 80日車
タクシー適正化・活性化法 第16条の4第2項	運賃の設定違反(指定範囲外の運賃設定)	20日車	40日車

タクシー適正化・活性化法 第16条の4第3項	運賃の変更命令違反	60日車	処分基準6. (1)㉗による
タクシー適正化・活性化法 第16条の4第7項	運賃料金認可、運賃料金変更認可違反	運送法第9条の3第1項の基準日車等を適用する。	
タクシー適正化・活性化法 第17条第1項	報告義務違反 1 未報告 2 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車
タクシー適正化・活性化法 第17条第2項	検査拒否、虚偽の陳述等	処分基準4. (1)㉔又及び6. (1)㉖による	
タクシー適正化・活性化法 第17条の2	輸送の安全確保命令違反	60日車	処分基準6. (1)㉗レによる
特定地域及び準特定地域に おける一般乗用旅客自動車 運送事業の適正化及び活性 化に関する特別措置法施行 規則第11条の9第1項	届出義務違反	勧告	警告

1. 表中(※)が付されている違反事項について、運輸規則第22条第1項により最高乗務距離の限度を定める旨指定された地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かっこ書の基準を適用するものとする。

2. 表中(☆)が付されている違反事項について、タクシー業務適正化特別措置法の特定指定地域内の事業者に対し、行政処分等を行う場合の基準日車等は、かっこ書の基準を適用するものとする。

3. この表中(※)、(☆)、(◎)が付されている違反事項は、処分基準1. (7)の「一定の違反」とする。

最高速度違反行為に係る行政処分等の取扱いについて

1. 違反適用条項
運輸規則第38条第1項
2. 行政処分等の対象
最高速度違反行為について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者（当該違反行為を命じ、又は容認していたとして道路交通法通知等があった事業者を除く。）を対象とする。
(a) 道路交通法第22条の2第2項の規定による協議
(b) 道路交通法第75条第3項（同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による意見聴取
(c) 道路交通法第108条の34の規定による通知
3. 行政処分等の量定
- | 初違反 | 再違反 | | |
|-----|------|------|-------|
| | 2回目 | 3回目 | 4回目以上 |
| 警告 | 10日車 | 20日車 | 40日車 |
4. 行政処分等の基準の適用
- ① 2. (a)の協議又は2. (b)の意見聴取があった場合には、その違反事実があった日から過去3年以内において、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所にあつては、文書による警告を行うものとする。
また、2. (a)の協議及び2. (b)の意見聴取がなく、2. (c)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に文書による警告を行うものとする。
ただし、大幅な最高速度違反行為（超過速度が30km/h以上（高速自動車国道及び自動車専用道路においては40km/h以上）のものをいう。以下同じ。）について、2. (a)から(c)までの道路交通法通知等の件数が3件に達した場合にあつては、3. の再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行った日の翌日から起算して3年以内に、2. により最高速度違反行為が確認され、次の(ア)又は(イ)のいずれかの基準に達した場合には、3. の「行政処分等の量定」により先の行政処分等に当たり適用した回数の次の回数の量定を適用して処分するものとする。

(ア) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において10件に達した場合（ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあつては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。）

(イ) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年間に於いて5件に達した場合（ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存する場合にあつては、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。）

③ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について（平成21年9月29日付け国自安第66号、国自旅第134号、国自整第60号）Ⅰ1. (3)の規定を準用する。

駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反行為
に係る行政処分等の取扱いについて

1. 適用条項
運輸規則第38条第1項

2. 行政処分等の対象
駐停車違反、放置駐車違反その他の道路交通法の違反(救護義務違反、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転又は最高速度違反を除く。)について、都道府県公安委員会から次に掲げる道路交通法通知等があった事業者を対象とする。

- (a) 道路交通法第75条第3項の規定による意見聴取
- (b) 道路交通法第108条の34の規定による通知

3. 行政処分等の量定

初違反	2回目以上
警告	10日車

4. 行政処分等の基準の適用

① 2. (a)の意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去1年以内において、2. の道路交通法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない事業者の営業所の場合にあっては、文書による警告を行うものとする。

また、2. (a)の意見聴取がなく、2. (b)の通知のみがあった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該違反件数(複数の違反について都道府県公安委員会から1通の通知書により通知があった場合においても、各々の違反を違反件数として算定すること。②において同じ。)が3件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合に文書による警告を行うものとする。

② 2. の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行った日の翌日から起算して1年以内に、同一営業所の車両の2. による違反件数の総和が、10件(「駐停車違反」、「放置駐車違反」、「その他」の区分ごととする。)に達した場合には、3. による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合にあっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。

③ 放置駐車違反で道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両の使用制限処分を運送法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。

④ 一斉取締り等による同一営業所の車両に係る同一日時、同一場所における複数の違反行為の件数の算定については、上限を3件として取り扱うものとする。

⑤ 同一営業所の取扱いについては、「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月29日付け国自安第66号、国自旅第134号、国自整第60号)Ⅰ1. (3)の規定を準用する。